

## 津市社会福祉関係団体活動補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第136号

改正 平成18年3月31日訓第170号  
平成19年3月30日訓第11号  
平成20年6月30日訓第61号  
平成24年3月31日訓第12号  
平成25年1月25日訓第2号  
平成26年8月19日訓第75号  
平成27年3月31日訓第25号  
平成30年3月28日訓第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉関係団体の活動を促進することにより、社会福祉の向上を図るため、別に定めるもののほか、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、目的、交付対象経費、交付限度額及び交付対象者は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第3条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、毎会計年度の4月末日とする。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める日とする。

(交付の条件)

第4条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、規則第5条第1項第2号及び第3号に掲げる条件その他市長が必要と認める条件を付するものとする。

(実績の報告)

第5条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助金の交付の対象となる事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日ま

でこれをしなければならぬ。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお合併前の津市社会福祉関係団体活動補助金交付要綱（平成12年津市訓第4号）、社会福祉関係団体等補助金交付規程（昭和46年久居市規程第7号）、安濃町福祉活動促進補助金交付要綱（平成3年4月1日施行）又は白山町各種団体等関係事業補助金交付要綱（昭和54年白山町要綱第3号）の例による。

附 則（平成18年3月31日訓第170号）

この訓は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓第11号）

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日訓第61号）

この訓は、平成20年7月1日から施行し、改正後の別表児童福祉の部3地域子育て広場事業補助金の項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月31日訓第12号）

1 この訓は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の津市社会福祉関係団体活動補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後に実施する補助事業に係る補助金について適用し、同日前に実施する補助事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年1月25日訓第2号）

1 この訓は、平成25年2月1日から施行し、改正後の別表児童福祉の部1民間児童館運営事業補助金の項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

2 改正前の津市社会福祉関係団体活動補助金交付要綱の規定により支払った補助金は、改正後の津市社会福祉関係団体活動補助金交付要綱の規定による補助金の内払とみなす。

附 則（平成26年8月19日訓第75号）

この訓は、平成26年8月20日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓第25号）

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日訓第12号）

この訓は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	補助金の名称	補助金の交付目的	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
児童福祉	1 民間児童館運営事業補助金	民間児童厚生施設における事業の安定運営、子育て支援及び児童の健全育成を推進する。	事業運営費	予算で定める額	民立民営児童館
	2 母子父子寡婦福祉会運営補助金	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相互扶助を促進し、母子及び父子並びに寡婦の福祉の向上を図る。	事業運営費	予算で定める額	津市母子父子寡婦福祉会
障害福祉	1 障害者福祉事業補助金	障害者の相互扶助を促進し、障害者福祉の向上を図る。	事業運営費	予算で定める額	障害者の相互扶助又は支援を目的とする団体
	2 障害者福祉大会等運営費補助金	障害者の社会参加及び福祉の増進を図る。	障害者が参加し、交流する大会、行事等の開催経費	予算で定める額	障害者の相互扶助又は支援を目的とする団体
高齢福祉	1 津市老人クラブ連合会活動促進事業補助金	老人クラブの健全なる育成及び発展並びに相互交流を促進し、高齢者保健福祉の向上を図る。	事業運営費	予算で定める額	津市老人クラブ連合会
	2 津市単位老人クラブ活動事業補助金	高齢者自らの生きがいや健康づくり活動をはじめ、地域を豊かにする各種活動により高齢者保健福祉の増進を図る。	事業運営費	予算で定める額	市長が適当と認める老人クラブ
	3 津市老人クラブ重点活動事業補助金	地域貢献度の高い老人クラブ活動を重点的に促進し、高齢者保健福祉の向上を図る。	事業運営費	予算で定める額	市長が適当と認める老人クラブ
	4 津市シルバー人材センター運営事業補助金	高齢者の生きがい対策の充実と就労の拡充を図る。	事業運営費	予算で定める額	津市シルバー人材センター
地域福祉	1 民生委員活動事業補助金	民生委員・児童委員の活動の活発化及び連携を促進し、地域福祉の向上を図る。	活動事業費	予算で定める額	津市民生委員児童委員連合会
	2 更生保護事業補助金	犯罪をした者の更生並びに犯罪予防の促進及び啓発を図る。	事業運営費	予算で定める額	津保護司会
	3 戦没者遺族福祉事業補助金	戦没者遺族の福祉の向上を図る。	事業運営費	予算で定める額	津市戦没者遺族会